



洗剤や殺菌剤

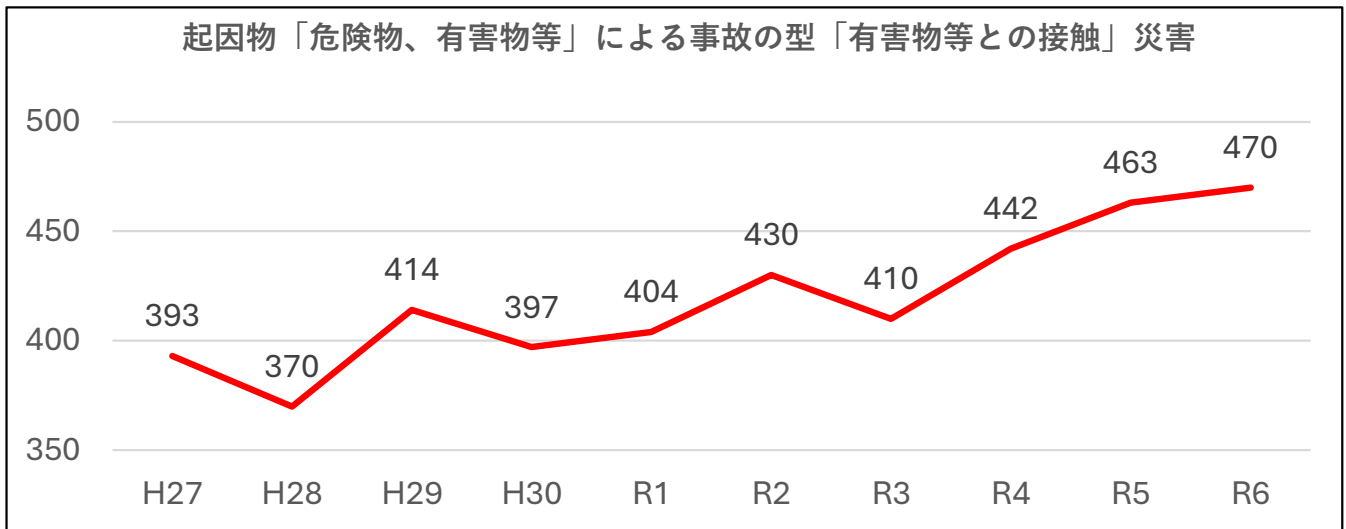
それ化学物質です



労働安全衛生関係法令の改正により、令和6年4月から化学物質取扱事業場は業種・事業規模を問わず、化学物質管理者の選任やリスクアセスメント等に基づく適切な管理等が義務づけられています。



洗剤や殺菌剤などは、様々な薬品・成分を含む化学物質であり、その中には炎症や薬傷、中毒を引き起こすものもあります。化学物質を含む「危険物、有害物等」との「接触」災害は増加傾向にあり、令和6年の全国では、470人が休業見込4日以上災害に遭い、うち9人が亡くなっています。



災害事例

被災者は、食品製造工場の通路でカビ取り用洗剤（次亜塩素酸ナトリウム10～12%含有）を使用し、カビ取り作業を行った。その際、通常500倍に希釈するところを原液のまま使用した。帰宅後、息苦しさ等を感じ病院を受診したところ、次亜塩素酸ナトリウム中毒と診断された。

※グラフ・災害事例は「職場のあんぜんサイト」（<https://anzeninfo.mhlw.go.jp>）から引用・加工。

洗剤等容器のラベルを確認してください。ラベルに次のマークがあれば、化学物質管理者の選任、SDS（安全データシート）の入手、化学物質に係るリスクアセスメント（危険性・有害性の調査）及びその結果に基づく対応等が必要になります。



まずはホームページで必要な対応をチェック!

ケミガイド

検索



<https://chemiguide.mhlw.go.jp/>